

特命随意契約理由書

1036

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（2月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和7年2月1日
※契約金額	2,663,350 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約）
契約期間	令和7年2月1日から令和7年2月28日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎で使用するガスの供給
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託、）その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎で使用するカーボンオフセット都市ガスの供給
選 定 理 由	千代田区は2021年11月「千代田区地球温暖化対策地域推進計画」にて「2050 ゼロカーボンちよだ」を、2023年7月「千代田区地球温暖化対策第5次実行計画」にて「2030 区有施設のゼロカーボン」を標榜し、下記業者と2024年2月9日、「2050 ゼロカーボンちよだ」実現に向けた連携協定を締結した。 区有施設におけるCO2排出量はガス由来が3割程度を占めている。カーボンオフセット都市ガスは、都市ガスの燃焼で発生するCO2を、様々なプロジェクトで削減・吸収したCO2で相殺すること（カーボンオフセット）により、現時点では調整後排出係数をゼロとして報告できる唯一のガスメニューである。 「2030 区有施設のゼロカーボン」実現には、小規模区有施設を含めて安定的にカーボンオフセット都市ガスを供給する体制が不可欠であり、そうした体制で区にカーボンオフセット都市ガスを提供できるのは下記業者のみであるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京瓦斯株式会社 住 所 東京都港区海岸 1-5-20
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 5 日
※ 契約金額	24,212,017 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年3月2日（日）から令和8年3月検針日まで
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

特命随意契約理由書

1059

件 名	社会科副読本「わたしたちの東京都」「東京都の地図」の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	小学校4学年の社会科授業において使用する郷土学習資料として、社会科副読本「わたしたちの東京都」「東京都の地図」を購入する。
選 定 理 由	本件図書は、小学校4年生の社会科副読本として購入している。昭和56年以前から区立小学校4年生に配付しており、都内区市でも採用している。本件図書は、東京都小学校社会科研究会と下記業者が執筆・編集している特殊な教材であり、下記業者が製造し直接販売しており、ほかにはないものである。 以上の理由から下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 東京都北区滝野川七丁目46番1号 名 称 明治図書出版株式会社
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 17 日
※ 契約金額	723,830 円 (消費税を含む)
納入期限	令和7年3月21日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1065

件 名	戸籍振り仮名対応に係る戸籍情報総合システム端末増設作業
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする「戸籍法の一部を改正する法律」により実施が決定されている、戸籍に氏名の振り仮名を記載する業務に対応するため、戸籍情報総合システム3台及びスキナ1台の新規導入における設定作業を実施する。
選 定 理 由	当該戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 本件戸籍システムの設定作業対応及び立会い対応業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にある。本件作業を同一者以外に履行させると、既存のシステム・機器類の運用に著しく支障が生じるおそれがある。また、直接的なシステム操作やサーバーへのアクセスが必要となるため、システム開発に携わっている下記事業者以外に本件業務を行うことができない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎1-2-1
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 12 日
※ 契約金額	1,848,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	保健所関係用紙の共同印刷による印刷
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： 物品 ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	都内区市町村の共同印刷により保健所関係用紙を印刷し購入する。
選 定 理 由	都内区市町村が共通のフォーマットで使用する帳票・冊子類については、同一時期に同一業者で一括印刷する「共同印刷」の仕組みが導入されており、本業務は、この共同印刷の仕組みを活用して印刷業務を委託するものである。 本業務は障害のある方にも従事可能な内容であることから、障害者総合支援法の理念に基づき、障害者就労施設等の積極的な活用を図っていくことが重要である。 また、下記事業者は、障害者総合支援法に基づく就労継続支援 A 型を中心とした印刷事業を行っている。 以上の理由により、以下の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場 住 所 東京都大田区大森西 2-22-26
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 18 日
※ 契約金額	595,529 円 (消費税を含む)
納 入 期 限	令和 7 年 3 月 26 日
担 当 課	保健福祉部 保健サービス課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	スポーツセンター・九段生涯学習館の複合機の賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立スポーツセンターと千代田区立九段生涯学習館の施設予約管理システムのセキュリティとOSのバージョンアップ実施に合わせて複合機を新しく準備する。平成30年から使っている現行機は60か月の長期契約が終了した後も単年契約を重ねて使用しており、8年が経過したところであり、バージョンアップ後のシステム機能に適合するものとする。
選 定 理 由	現在使用している複合機は、8年使用している。施設予約管理システムのバージョンアップに適合する関連機器の機能アップを図るため、複合機の変更を12月と1月に入札を実施したが、応札業者がなく、不調返戻された。 そこで、下記業者と交渉したところ施設予約管理システムのバージョンアップに間に合う日程で受託できる旨の回答があったため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 神田通信機株式会社 情報通信事業支店 住 所 東京都千代田区神田富山町24番地
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 21 日
※ 契約金額	2,428,800 円 (消費税を含む)
契約期間	令和7年3月1日から 令和12年2月28日
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1067

件 名	観桜期仮設物及び観桜期仮設便所借り上げ(第 742 号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	観桜期における花見対策のため、ごみ集積場及び仮設便所等の設置・撤去を行う。
選 定 理 由	当案件について、令和 7 年 2 月 12 日に公募制指名競争入札（見積競争）を行ったが、予定価格内の応札がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 TSP 東日本株式会社 住 所 東京都港区芝三丁目 17 番 13 号寿ビル 202
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 26 日
※ 契約金額	3,080,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日翌日から令和 7 年 4 月 25 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	町名由来板の修繕（猿楽町外 7 件）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、経年劣化等により損傷した複数の町名由来板を効率的に修繕するため、一括で修繕業務を委託するものである。
選 定 理 由	今回修繕対象の町名由来板について、設置場所周辺の最新（2024 年）版の地図データが必要となる。これについて、下記業者は当該地図データの著作権を有しており、他社から借り受ける必要がないため、コストの面で有利である。 また、同様に設置場所周辺の 1856 年当時の地図データが必要となるが、下記業者は同年の地図データの著作権も有しており、他社がそのデータを利用することを認めていない。 以上の理由により、下記業者以外では本業務の目的を達成することができないため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ゼンリン 住 所 千代田区西神田一丁目 1 番 1 号 オフィス 21 ビル 4 階
※ 契約年月日	令和 17 年 2 月 12 日
※ 契約金額	2,970,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1084

件 名	岩本町ほほえみプラザ上水系統給水ポンプユニット更新作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所	
概 要	岩本町ほほえみプラザ上水系統給水ポンプユニットの更新作業を行う。
選 定 理 由	上水系統給水ポンプユニットは、岩本町ほほえみプラザ及び高齢者住宅へ上水道を加圧して送水する機器であり、飲料や調理・入浴等の日常生活を営む上で重要な設備であるが、ポンプ3基のうち2基が突発的に故障し、残り1基で稼働しており、残り1基が故障してしまうと、施設内の上水が停止し、重大な悪影響が生じる。 故障後にポンプを改修する場合、機器納期が数か月単位かかるため、同様の期間上水が停止してしまうことになる。当該機器は施設利用者の安全に係る設備であり、最短の期間で更新を行う必要がある。 下記業者は、既存機器の製造業者であるため、最短かつ確実に機器の交換を行い、また既設の配管の機能も活かしながら機器設備の更新を行うことが可能なため、期間の短縮と経費の削減が確保できる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 テラルテクノサービス株式会社 住 所 東京都文京区後楽二丁目3-28 K・I・S飯田橋ビル
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 3 日
※ 契約金額	10,175,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 高齢介護課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1089

件 名	神田さくら館 揚水ポンプ制御盤の修繕業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	揚水ポンプ（上水、雑用水、冷却用水）の各制御設備につき、制御装置であるコントローラーの故障により、ポンプの稼働・停止が正常に機能していない。当該制御装置は当館の飲料水、処理水等を安定的に供給させるための必要不可欠な設備であるが、現在の故障により制御装置を介したポンプの稼働・停止運転が機能しないため、ブレーカー直結による稼働・停止対応をとらざるを得ない状況にある。 については、本来の正常な機能により安定的な水の供給が行えるようコントローラー部分の交換修繕を実施する。
選 定 理 由	当館は千代田小学校、同幼稚園、保育園並びに図書館等を含む複合施設であり、水の供給が出来ない場合には休館せざるを得ない状況に陥る恐れがあり、施設利用者への被害は甚大である。 下記業者は揚水ポンプ及び制御盤の製造会社であり設備の構造を熟知していることに加え機器の供給業者でもあるため、早急な対応が可能である。今回、当館の運営に関わる重大な事態にあり緊急で修繕する必要がある。以上のことから下記業者を選定する。
契約の相手方	名 称 株式会社荏原製作所 東京支店 住 所 東京都大田区羽田旭町 1-1-1
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 21 日
※ 契約金額	957,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	インターネット系ルータライセンス設定準備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	現在、区が業務で利用しているインターネット回線用ルータの仕様は200Mbpsとなっているが、回線の逼迫が日常的に見られ業務影響が発生しているため、回線逼迫解消を目的に400Mbpsへ拡張をするためのルータの新規ライセンスの設定準備を行う。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。 本件業務で取り扱うルータライセンスは、区的全庁LANシステムが設置されているNTT 東日本 駒込データセンターに適用するものであり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 25 日
※ 契約金額	572,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁 LAN システム無線化拡張作業（令和 6 年度追加分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区本庁舎の回線状況改善を目的とし、無線アクセスポイントを追加設置する。この追加に伴い、アクセスポイントを直収するフロアスイッチと無線 LAN コントローラ・DNA センターへの設定変更を行う。
選 定 理 由	当該システムは、現在全庁 LAN のネットワークシステムとして稼働しているサーバ等の機器類の設定変更を含む作業となり、既存の全庁 LAN ネットワークシステムと密接不可分なものである。そのため、既存システムの開発・運用事業者以外の者にシステムの増設・改修等を履行させると既存の全庁 LAN の運用に著しく支障が生じる恐れがある。 また、下記事業者は、当該システム導入時の構築を実施した事業者である。 以上の理由により、既存システムの開発・運用事業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 26 日
※ 契約金額	1,760,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田会館 8 階への戸籍システム用NW環境拡張業務 /
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	法改正に伴い戸籍への氏名の振り仮名登録に係る委託業務を区が行うため、新たな事務拠点開設が必要となった。 本件業務は、新たな事務拠点(千代田会館 8 階)において戸籍システムを用いた業務が可能なネットワーク環境整備を目的に、庁外 IP セグメントの払い出し、RADIUS 認証サーバへの設定変更等を実施するものである。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。 全庁 LAN関連機器の構築・設定を行う事業者は、全庁LANシステムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 3 日
※ 契約金額	891,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区政へひとこと管理機能の改修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区ホームページで稼働している「区政へひとこと」機能に対して、管理機能の拡張改修を行う。 (1) 意見の管理に関する改修 返信済み処理が完了した事案に対して、返信後の追報など改めて記録しておくべき事項が発生した際に内容の修正を必要とすることから未返信の状態に戻すことができるよう機能追加を行う。
選 定 理 由	「千代田区ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム等の保守・運用支援業務」については、プロポーザル方式で選定された下記事業者が令和2年度から継続して受託している。 既存のシステム等に改修、動作確認及び検証は、いずれも千代田区ホームページのプログラム等を十分理解し維持した状態で作業を行う必要があるため、同事業者に委託することが適切であることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 グローバルデザイン株式会社 東京オフィス 住 所 東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー9階
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 19 日
※ 契約金額	649,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。